

新旧対照表

改訂日:2026 年 6 月 17 日(水)

Mazda ID 利用規約

改訂前	改訂後
第 15 条（個人情報の第三者提供） 当社は、以下に定める利用目的の範囲内で、当社グループ会社に対して、ユーザーの個人情報を提供することがあり、ユーザーは、これに同意するものとします。 (1) ユーザーへのお知らせ等の発送・発信 (2) 本サービスの提供 (3) 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応 (4) 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施 (5) ユーザーからの各種お問い合わせへの対応 (6) その他個人情報等の取得時に明示した目的のため	第 15 条（個人情報の第三者提供） 1. 当社は、以下に定める利用目的の範囲内で、当社グループ会社に対して、ユーザーの個人情報を提供することがあり、ユーザーは、これに同意するものとします。 (1) ユーザーへのお知らせ等の発送・発信 (2) 本サービスの提供 (3) 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応 (4) 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施 (5) ユーザーからの各種お問い合わせへの対応 (6) その他個人情報等の取得時に明示した目的のため 2. 当社は、当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する宣伝(広告配信の最適化および不要な広告配信の防止を含みます。)の目的で、公式ウェブサイト(https://www.mazda.co.jp/clubmazda_intro/privacy/)に掲載する広告配信事業者(外国事業者を含みます。)に対して、ユーザーのメールアドレス、電話番号および広告識別子(以下「提供情報」といいます。)を提供することがあり、ユーザーは、これに同意するものとします。また、当該広告配信事業者は、当社から取得した提供情報及び当該広告配信事業者が適正に取得した提供情報を突合することができるものとします。ただし、本項の適用は、2026 年 6 月 17 日改訂の本規約に同意したユーザーに限るものとします。
第 18 条(本規約の変更) 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、ID 及び本サービスの利用に関する契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 1. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 2. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト	第 18 条(本規約の変更) 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、ID 及び本サービスの利用に関する契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト

改訂前	改訂後
(https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/)に掲載することにより行うものとします。	(https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/)に掲載することにより行うものとします。
2026 年 4 月 8 日改訂	2026 年 6 月 17 日改訂

MyMazda アプリ利用規約

改訂前	改訂後
第 20 条(本規約の変更) 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、本アプリの利用に関する契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト(https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/)に掲載することにより行うものとします。	第 20 条(本規約の変更) 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、本アプリの利用に関する契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト(https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/)に掲載することにより行うものとします。
2026 年 4 月 8 日改訂	2026 年 6 月 17 日改訂

コネクティッドサービス利用規約

改訂前	改訂後
第 3 条(本規約の変更) 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、コネクティッドサービス利用契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更	第 3 条(本規約の変更) 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、コネクティッドサービス利用契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更

改訂前	改訂後
に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/) に掲載することにより行うものとします。	に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/) に掲載することにより行うものとします。
第 21 条(個人情報等の取扱い) 1. 当社は、当社が取得したユーザーの個人情報、サービス利用情報及び車両状態情報(以下、併せて「個人情報等」といいます。)を、本条の定め及び個人情報の保護に関する法律その他法令に基づき、適切に取り扱うものとします。 2. ユーザーは、当社が本条第 4 項各号に定める目的のために、次の各号に定める情報に含まれる個人情報等を取得することに同意します。 (1) コネクティッドサービスの利用申込みの際にご登録いただいた情報 (2) コネクティッドサービスの利用申込みの際に、コネクティッドサービスを利用する車両としてご指定いただいた車両に関する情報(車名、車台番号、自動車登録番号、初年度登録年月を含みますが、これに限りません。) (3) コネクティッドサービスの利用に際しご提供いただいた情報及びその利用状況に関する情報(セカンダリードライバーに関する情報及びセカンダリードライバーによる利用状況に関する情報を含みます。) (4) コネクティッドサービスの利用にあたり、車載機または車載通信機を通じて取得される車両状態情報 (5) 利用車両の取得の際にご登録いただいた情報 (6) 前各号の情報に変更があった場合における変更後の情報 3. ユーザーは、前項に含まれるユーザーの個人情報等を、当社がユーザーから取得するほかに、当社がマツダ販売店から取得することに同意します。 4. 当社は、取得した個人情報等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために個人情報等を利用できるものとし、ユーザーはこれに同意します。 (1) ユーザーへのお知らせ等の発送・発信 (2) コネクティッドサービスの提供 (3) ユーザーまたは第三者への車両状態情報の統計処理・分析を通じた情報提供サービス(交通情報など) (4) 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応 (5) 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施	第 21 条(個人情報等の取扱い) 1. 当社は、当社が取得したユーザーの個人情報、サービス利用情報及び車両状態情報(以下、併せて「個人情報等」といいます。)を、本条の定め及び個人情報の保護に関する法律その他法令に基づき、適切に取り扱うものとします。 2. ユーザーは、当社が本条第 4 項各号に定める目的のために、次の各号に定める情報に含まれる個人情報等を取得することに同意します。 (1) コネクティッドサービスの利用申込みの際にご登録いただいた情報 (2) コネクティッドサービスの利用申込みの際に、コネクティッドサービスを利用する車両としてご指定いただいた車両に関する情報(車名、車台番号、自動車登録番号、初年度登録年月を含みますが、これに限りません。) (3) コネクティッドサービスの利用に際しご提供いただいた情報及びその利用状況に関する情報(セカンダリードライバーに関する情報及びセカンダリードライバーによる利用状況に関する情報を含みます。) (4) コネクティッドサービスの利用にあたり、車載機または車載通信機を通じて取得される車両状態情報 (5) 利用車両の取得の際にご登録いただいた情報 (6) 前各号の情報に変更があった場合における変更後の情報 3. ユーザーは、前項に含まれるユーザーの個人情報等を、当社がユーザーから取得するほかに、当社がマツダ販売店から取得することに同意します。 4. 当社は、取得した個人情報等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために個人情報等を利用できるものとし、ユーザーはこれに同意します。 (1) ユーザーへのお知らせ等の発送・発信 (2) コネクティッドサービスの提供 (3) ユーザーまたは第三者への車両状態情報の統計処理・分析を通じた情報提供サービス(交通情報など) (4) 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応 (5) 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施

改訂前	改訂後
(6) 第三者サービス事業者が提供する各種サービスをユーザーが利用するのに必要な範囲での当該第三者サービス事業者への提供(但し、本号の定めは、当該第三者サービス事業者が提供するサービスにユーザーが自ら申し込み、ユーザーが当該第三者サービス事業者に対しコネクティッドサービス利用のために当社に提供している自らの個人情報等を利用することを認めた場合にのみ適用されるものとします。) (7) 損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社(以下「保険会社」といいます。)が、ユーザーに対して提供する保険商品を開発し、または品質を改善する目的において必要とする利用車両の車台番号及び車両状態情報の当該保険会社への提供。(但し、本号の適用は、2023年2月27日以降に本規約に同意のうえコネクティッドサービス利用契約を新たに申し込んだユーザーに限定され、かつ、当該保険会社との間で保険契約を締結している場合に限るものとします。) (8) ユーザーからの各種お問い合わせへの対応 (9) コネクティッドサービスのうち、マツダエマージェンシーコールのサービスを提供するために必要となる、警察、消防等(以下「関係機関」といいます。)または救急病院等(以下「医療機関」といいます。)への伝達、提供 (10) ユーザーへのコネクティッドサービスの提供にかかる対価・料金の請求(ただし、ユーザーが別途有料サービス利用契約を締結した場合に限ります。) (11) その他個人情報等の取得時に明示した目的 5. 当社は、コネクティッドサービスに関する業務を第三者に委託することがあります。当社が当該委託先に対し、ユーザーがコネクティッドサービスのサービスを利用するにあたり必要な個人情報等を開示する場合、当該委託先における個人情報等の安全管理について責任をもって監督し、個人情報等の漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。 6. 当社は、各サービス窓口へのお問い合わせ及びご相談内容について、通話のモニタリングや録音をして、以下の目的に使用します。 (1) お問い合わせ内容の確認 (2) お客様対応の品質及びお客様満足度向上 (3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供 7. 当社は、次に記載する項目に関するユーザーの個人情報等を、ユーザーが利用車両を購入した、またはユーザーが指定したマツダ販売店に提供することがあり、ユーザーはこれに同意します。 (1) 提供先の利用目的 ① ユーザーへのお知らせ等の発送・発信 ② コネクティッドサービスの提供 ③ 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応	(6) 第三者サービス事業者が提供する各種サービスをユーザーが利用するのに必要な範囲での当該第三者サービス事業者への提供(但し、本号の定めは、当該第三者サービス事業者が提供するサービスにユーザーが自ら申し込み、ユーザーが当該第三者サービス事業者に対しコネクティッドサービス利用のために当社に提供している自らの個人情報等を利用することを認めた場合にのみ適用されるものとします。) (7) 損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社(以下「保険会社」といいます。)が、ユーザーに対して提供する保険商品を開発し、または品質を改善する目的において必要とする利用車両の車台番号及び車両状態情報の当該保険会社への提供。(但し、本号の適用は、2023年2月27日以降に本規約に同意のうえコネクティッドサービス利用契約を新たに申し込んだユーザーに限定され、かつ、当該保険会社との間で保険契約を締結している場合に限るものとします。) (8) ユーザーからの各種お問い合わせへの対応 (9) コネクティッドサービスのうち、マツダエマージェンシーコールのサービスを提供するために必要となる、警察、消防等(以下「関係機関」といいます。)または救急病院等(以下「医療機関」といいます。)への伝達、提供 (10) ユーザーへのコネクティッドサービスの提供にかかる対価・料金の請求(ただし、ユーザーが別途有料サービス利用契約を締結した場合に限ります。) (11) その他個人情報等の取得時に明示した目的 5. 当社は、コネクティッドサービスに関する業務を第三者に委託することがあります。当社が当該委託先に対し、ユーザーがコネクティッドサービスのサービスを利用するにあたり必要な個人情報等を開示する場合、当該委託先における個人情報等の安全管理について責任をもって監督し、個人情報等の漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。 6. 当社は、各サービス窓口へのお問い合わせ及びご相談内容について、通話のモニタリングや録音をして、以下の目的に使用します。 (1) お問い合わせ内容の確認 (2) お客様対応の品質及びお客様満足度向上 (3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供 7. 当社は、次に記載する項目に関するユーザーの個人情報等を、ユーザーが利用車両を購入した、またはユーザーが指定したマツダ販売店に提供することがあり、ユーザーはこれに同意します。 (1) 提供先の利用目的 ① ユーザーへのお知らせ等の発送・発信 ② コネクティッドサービスの提供 ③ 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応

改訂前	改訂後
④ 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施 ⑤ ユーザーからの各種お問い合わせへの対応 (2) 提供項目 車名・車台番号・自動車検査証情報・車両状態情報・サービス利用情報・契約内容・契約期間・ユーザーの氏名・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・性別 (3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供 8. 当社は、次に掲げる利用目的で、次に掲げる項目に関するユーザーの個人情報等を、国土交通省及び経済産業省その他その指定する機関並びに当社の指定する研究機関に提供することがあり、ユーザーはこれに同意します。 (1) 提供先の利用目的 ① 新たな車両安全対策の検討 ② 事故自動通報システム、先進事故自動通報システム導入に係る検討 ③ その他交通安全対策に資する研究 (2) 提供項目 利用車両の乗員等に生じた緊急事態の内容、通報発信時の位置、走行履歴、年式、型式、車種名、車体色等、自動発信・手動発信の別、通報発信時刻、車載通信機に付与された電話番号等の情報並びに車両状態情報 (3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供 9. 当社は、取得した個人情報等を、それ自体では特定の個人が識別できないよう加工したうえで、第三者に提供する場合があり、ユーザーはこれに同意します。この場合、当社は、当該情報を提供する第三者に対して、特定の個人の識別につながる行為を禁止するなどの安全管理措置を講ずるものとします。 10. 当社は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に定める場合の他、ユーザーまたは第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合、または当社が従うべき法的義務のために必要がある場合に限り、あらかじめ同意を得ずにユーザーの個人情報等を開示することがあり、ユーザーはこれに同意します。 11. ユーザーは、当社が取得した自己の個人情報等について、個人情報保護法の定めるところにより当社に対して開示するよう請求することができるものとします。万が一、個人情報等の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じます。 12. ユーザーの個人情報等、その他お問い合わせにつきましては、サポートデスクまでご連絡ください。 【サポートデスク】 TEL 0120-386-747（平日：9:00～17:00、土日祝：9:00～12:00、13:00～17:00） 13. 事業者及び個人情報保護管理者は次に記載します。	④ 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施 ⑤ ユーザーからの各種お問い合わせへの対応 (2) 提供項目 車名・車台番号・自動車検査証情報・車両状態情報・サービス利用情報・契約内容・契約期間・ユーザーの氏名・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・性別 (3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供 8. 当社は、次に掲げる利用目的で、次に掲げる項目に関するユーザーの個人情報等を、国土交通省及び経済産業省その他その指定する機関並びに当社の指定する研究機関に提供することがあり、ユーザーはこれに同意します。 (1) 提供先の利用目的 ① 新たな車両安全対策の検討 ② 事故自動通報システム、先進事故自動通報システム導入に係る検討 ③ その他交通安全対策に資する研究 (2) 提供項目 利用車両の乗員等に生じた緊急事態の内容、通報発信時の位置、走行履歴、年式、型式、車種名、車体色等、自動発信・手動発信の別、通報発信時刻、車載通信機に付与された電話番号等の情報並びに車両状態情報 (3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供 9. 当社は、取得した個人情報等を、それ自体では特定の個人が識別できないよう加工したうえで、第三者に提供する場合があり、ユーザーはこれに同意します。この場合、当社は、当該情報を提供する第三者に対して、特定の個人の識別につながる行為を禁止するなどの安全管理措置を講ずるものとします。 10. 当社は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に定める場合の他、ユーザーまたは第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合、または当社が従うべき法的義務のために必要がある場合に限り、あらかじめ同意を得ずにユーザーの個人情報等を開示することがあり、ユーザーはこれに同意します。 11. ユーザーは、当社が取得した自己の個人情報等について、個人情報保護法の定めるところにより当社に対して開示するよう請求することができるものとします。万が一、個人情報等の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じます。 12. ユーザーの個人情報等、その他お問い合わせにつきましては、サポートデスクまでご連絡ください。 【サポートデスク】 TEL 0120-386-747（平日：9:00～17:00、土日祝：9:00～12:00、13:00～17:00） 13. 事業者及び個人情報保護管理者は次に記載します。

改訂前	改訂後
【事業者】 マツダ株式会社 【個人情報保護管理者】 国内ブランドビジネス統括本部 本部長 〒730-8670 広島県安芸郡府中町新地 3-1 TEL 082-282-1111 URL：https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/ 14. ユーザーは、ユーザーの個人情報等を当社にご提供いただけない場合、コネクティッドサービスの提供を受けることができません。	【事業者】 マツダ株式会社 【個人情報保護管理者】 国内ブランドビジネス統括本部 本部長 〒730-8670 広島県安芸郡府中町新地 3-1 TEL 082-282-1111 URL：https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/ 14. ユーザーは、ユーザーの個人情報等を当社にご提供いただけない場合、コネクティッドサービスの提供を受けることができません。
2026 年 4 月 8 日改訂	2026 年 6 月 17 日改訂
コネクティッドサービス利用規約 別紙 ■ コネクティッドサービスの内容および各サービスの無料期間 ● 対象車両 車載通信機を搭載した 2026 年春発売予定の MAZDA CX-5	コネクティッドサービス利用規約 別紙 ■ コネクティッドサービスの内容および各サービスの無料期間 ● 対象車両 車載通信機を搭載した 2026 年 5 月以降発売の車両（車両に搭載された車載通信機の世代により提供可能なサービス・機能は異なります。詳細は下記 URL をご確認ください。） 【URL： https://www.mazda.co.jp/content/dam/mazda/official/mazda-co-jp/owner-support/connected/pdf/cs_servicelist2.pdf】

改訂前			改訂後		
	料金(税込み)	無料期間	マツダ コネクティッドサービス	料金(税込み)	無料期間
基本プラン			基本プラン		
ソフトウェアアップデート リコール通知	-	初度登録日から 10年後の月末まで	ソフトウェアアップデート リコール通知 地図更新(差分) ※1 ※2	-	初度登録日から 10年後の月末まで
安全・安心・快適プラン			安全・安心・快適プラン		
マツダエマージェンシーコール マツダアドバイスコール コンディションモニター パングラアラーム通知 目的地送信 カーファインダー リモートモニター リモートコントロール リモートエンジンスタート ※1 うっかり通知	月額 500円 年額 5,500円	初度登録日から 1年後の月末まで	マツダエマージェンシーコール マツダアドバイスコール コンディションモニター バッテリーケア ※3 パングラアラーム通知 目的地送信 カーファインダー リモートモニター リモートコントロール リモートエンジンスタート ※4 うっかり通知 EVサポート ※3 Amazon Alexa	月額 500円 年額 5,500円	初度登録日から 1年後の月末まで
Google 搭載用データ無制限プラン ※2			マツダオンラインナビプラン		
Google 搭載(コネクティッドサービス通信回線利用) ※3	月額 990円 年額 10,890円	初度登録日から 1年後の月末まで	マツダオンラインナビ ※5	1年払い 13,200円 2年払い 24,200円	SDカード装着より3年間
※1 リモートエンジンスタートは、AT車専用の機能です。 ※2 一定期間に大量の通信を行った場合、通信速度制限がかかる場合があります。 ※3 安全・安心・快適プランのご契約がない場合、目的地送信の機能はご利用いただけません。			Google 搭載用データ無制限プラン ※6		
			Google 搭載 ※5	月額 990円 年額 10,890円	初度登録日から 1年後の月末まで
● 対象車両 車載通信機を搭載した車両(ただし、2026 年春発売予定の MAZDA CX-5 は除きます。また、車両に搭載された車載通信機の世代により提供可能なサービス・機能は異なります。詳細は下記 URL をご確認ください。) 【URL： https://www.mazda.co.jp/globalassets/assets/carlife/connected/common/pdf/cs_servicelist.pdf 】			※1 「ナビゲーション用SDカードアドバンス2」を購入されている場合は、SDカードの更新期限内でご利用いただけます。 ※2 「マツダオンラインナビ用SDカード」を購入され、装着から3年間経過した場合は、マツダオンラインナビプランのご契約が必要です。 ※3 バッテリーケア、EVサポートは、EVおよびPHEV専用の機能です。 ※4 リモートエンジンスタートは、AT車専用の機能です。また、EVおよびPHEVには設定がありません。EVサポート内のリモートエアコン機能により同様の機能がご利用いただけます。 ※5 安全・安心・快適プランのご契約がない場合、目的地送信の機能はご利用いただけません。 ※6 一定期間に大量の通信を行った場合、通信速度制限がかかる場合があります。 車両が、車載通信機の通信回線と、スマートフォンのテザリングなどの外部通信回線の両方に接続されている場合は、外部通信回線が優先して使用されます。ご注意ください。		
			● 対象車両 車載通信機を搭載した 2026 年 4 月以前発売の車両(車両に搭載された車載通信機の世代により提供可能なサービス・機能は異なります。詳細は下記 URL をご確認ください。) 【URL： https://www.mazda.co.jp/content/dam/mazda/official/mazda-co-jp/owner-support/connected/pdf/cs_servicelist.pdf 】		

<

改訂前	改訂後
- マツダエマージェンシーコール：重大事故や急病など、“もしも”の場合に車載通信機から緊急通報と位置情報を発信し、オペレーターがお客様に代わって救急・警察を手配します。 - マツダアドバイスコール：万一、重大な故障が発生した際、落ち着いて対処できるようオペレーターがサポート。ロードサービスの手配や近隣のマツダ販売店と連携して、車両受け入れや修理手配の相談も可能です。 - コンディションモニター：MyMazda アプリで、エンジンオイル量・交換時期といったメンテナンス情報・推奨時期などクルマの健康状態を確認できます。 - バッテリーケア：バッテリーに優しい使い方を MyMazda アプリへ通知します。 - バーグラアラーム通知：ドア・エンジンフード・リアゲートまたはトランクのこじ開けなど、アラームの作動とその要因を MyMazda アプリへ通知。車の異常事態を知らせてくれます。 ※バーグラアラーム装着車に限ります。 - 目的地送信：目的地を MyMazda アプリ経由で簡単に（1 度に 3 カ所まで）ナビゲーションに送信できます。 - カーファインダー：MyMazda アプリで車の駐車位置をマップ上で確認できます。 - リモートモニター：MyMazda アプリで、燃料残量（%）、オドメーター（走行距離）、ドアやトランクの開閉状態、ハザードランプ点灯状態など、車両の状態を確認できます。 - リモートコントロール：MyMazda アプリでハザードランプの ON/OFF やドアロックなど、クルマの一部機能を遠隔操作できます。 - リモートエンジンスタート：「MyMazda」アプリを利用し、クルマから離れていても、エンジンの ON/OFF 操作が可能です。 - うっかり通知：ドアやトランクの閉め忘れ、ドアロックし忘れ、ハザードランプやスモールランプの消し忘れなどのうっかり忘れを、電源をオフにして数分以降に MyMazda アプリに通知します。 - EV サポート：離れたところから、エアコンの ON/OFF 操作が可能なりモートエアコンや、充電残量を MyMazda アプリで確認できるリモートモニター等、EV/PHEV 専用の機能をご利用いただけます。 - Amazon Alexa(コネクティッドサービス通信回線利用)：コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Amazon Alexa をご利用いただけます。（一部ストリーミング機能を除く） ※Amazon、Alexa 及びこれらに関連するすべての商標は、Amazon.com, Inc. 又はその関連会社の商標です。 - マツダオンラインナビ：マツダオンラインナビ用 SD カードの情報に加え、サーバー上にある最新の施設情報や駐車場情報を表示できます。※地図更新（差分）の機能を含みます。 - 地図更新（差分）：道路情報の地図データを車載通信機経由で更新することができます。 ※更新対象データ、その他詳しいご利用条件等については、当社公式ウェブサイトまたは取扱説明書をご確認ください。 - Google 搭載(コネクティッドサービス通信回線利用)：コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通	- マツダエマージェンシーコール：重大事故や急病など、“もしも”の場合に車載通信機から緊急通報と位置情報を発信し、オペレーターがお客様に代わって救急・警察を手配します。 - マツダアドバイスコール：万一、重大な故障が発生した際、落ち着いて対処できるようオペレーターがサポート。ロードサービスの手配や近隣のマツダ販売店と連携して、車両受け入れや修理手配の相談も可能です。 - コンディションモニター：MyMazda アプリで、エンジンオイル量・交換時期といったメンテナンス情報・推奨時期などクルマの健康状態を確認できます。 - バッテリーケア：バッテリーに優しい使い方を MyMazda アプリへ通知します。 - バーグラアラーム通知：ドア・エンジンフード・リアゲートまたはトランクのこじ開けなど、アラームの作動とその要因を MyMazda アプリへ通知。車の異常事態を知らせてくれます。 ※バーグラアラーム装着車に限ります。 - 目的地送信：目的地を MyMazda アプリ経由で簡単に（1 度に 3 カ所まで）ナビゲーションに送信できます。 - カーファインダー：MyMazda アプリで車の駐車位置をマップ上で確認できます。 - リモートモニター：MyMazda アプリで、燃料残量（%）、オドメーター（走行距離）、ドアやトランクの開閉状態、ハザードランプ点灯状態など、車両の状態を確認できます。 - リモートコントロール：MyMazda アプリでハザードランプの ON/OFF やドアロックなど、クルマの一部機能を遠隔操作できます。 - リモートエンジンスタート：MyMazda アプリを利用し、クルマから離れていても、エンジンの ON/OFF 操作が可能です。 - うっかり通知：ドアやトランクの閉め忘れ、ドアロックし忘れ、ハザードランプやスモールランプの消し忘れなどのうっかり忘れを、電源をオフにして数分以降に MyMazda アプリに通知します。 - EV サポート：離れたところから、エアコンの ON/OFF 操作が可能なりモートエアコンや、充電残量を MyMazda アプリで確認できるリモートモニター等、EV/PHEV 専用の機能をご利用いただけます。 - Amazon Alexa：コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Amazon Alexa をご利用いただけます（一部ストリーミング機能を除く）。なお、一部の法人仕様車ではご利用いただけない場合があります。 ※Amazon、Alexa 及びこれらに関連するすべての商標は、Amazon.com, Inc. 又はその関連会社の商標です。 - マツダオンラインナビ：マツダオンラインナビ用 SD カードの情報に加え、サーバー上にある最新の施設情報や駐車場情報を表示できます。※地図更新（差分）の機能を含みます。 - 地図更新（差分）：道路情報の地図データを車載通信機経由で更新することができます。 ※更新対象データ、その他詳しいご利用条件等については、当社公式ウェブサイトまたは取扱説明書をご確認ください。

改訂前	改訂後
信回線により Google アシスタント、Google マップ、Google Play をご利用いただけます。 ※Google、Google Play、Google マップ は Google LLC の商標です。	Google 搭載：コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Google アシスタント、Google マップ、Google Play をご利用いただけます。 ※Google、Google Play、Google マップ は Google LLC の商標です。
■ 有償サービスについて 有償のサービスおよび無料期間終了後のサービスについては、専用ページ「マツダコネクティッドサービスプラス」からご契約いただくことで、サブスクリプション方式でご利用いただけます。 【URL：https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/contract_flow/】	■ 有償サービスについて 有償のサービスおよび無料期間終了後のサービスについては、専用ページ「マツダコネクティッドサービスプラス」からご契約いただくことで、サブスクリプション方式でご利用いただけます。 【URL：https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/contractor/contract_flow/】
■ コネクティッドサービスのご利用にあたってご留意いただきたい事項 - 対象車種のうち、2019 年 12月31日までに初度登録された MAZDA3 をご利用のお客様の無料期間は、初度登録日にかかわらず、以下の通りとなります。 ① “安全・安心”サービス：2029 年 12月31日まで ② “快適・楽しむ”サービス：2022 年 12月31日まで ③ “基本”サービス（リコール通知除く）：2029 年 12月31日まで ※コネクティッドサービスの提供期間（無料期間を含む）は、通信規格の廃止等のやむを得ない事由により、変更となる可能性があります。その場合には、事前にご連絡いたします。あらかじめご了承ください。 - 車載通信機には、専用の電池が搭載されており、電池切れとなった場合には、コネクティッドサービスの無料期間に関わらず、お客様の費用により電池を交換いただく必要があります。ただし、車両の保証期間（一般保証：新車登録日から 3 年間もしくは走行距離 60,000km の早い方）の範囲内であれば、メーカー保証の対象となります。詳細は、マツダ販売店へお問い合わせください。 - ドライバー異常時対応システム（DEA*）搭載車両については、ドライバーの異常を検知した際、車両が減速停車し、停車後に関係機関または医療機関に発報・接続します。ただし、コネクティッドサービス利用契約が申し込まれていない場合、関係機関または医療機関への発報・接続を行うことができません。 *Driver Emergency Assist	■ コネクティッドサービスのご利用にあたってご留意いただきたい事項 - 対象車種のうち、2019 年 12月31日までに初度登録された MAZDA3 をご利用のお客様の無料期間は、初度登録日にかかわらず、以下の通りとなります。 ① “安全・安心”サービス：2029 年 12月31日まで ② “快適・楽しむ”サービス：2022 年 12月31日まで ③ “基本”サービス（リコール通知除く）：2029 年 12月31日まで ※コネクティッドサービスの提供期間（無料期間を含む）は、通信規格の廃止等のやむを得ない事由により、変更となる可能性があります。その場合には、事前にご連絡いたします。あらかじめご了承ください。 - 車載通信機には、専用の電池が搭載されており、電池切れとなった場合には、コネクティッドサービスの無料期間に関わらず、お客様の費用により電池を交換いただく必要があります。ただし、車両の保証期間（一般保証：新車登録日から 3 年間もしくは走行距離 60,000km の早い方）の範囲内であれば、メーカー保証の対象となります。詳細は、マツダ販売店へお問い合わせください。 - ドライバー異常時対応システム（DEA*）搭載車両については、ドライバーの異常を検知した際、車両が減速停車し、停車後に関係機関または医療機関に発報・接続します。ただし、コネクティッドサービス利用契約および/または安全・安心・快適プラン利用契約が申し込まれていない場合、関係機関または医療機関への発報・接続を行うことができません。 *Driver Emergency Assist

マツダエマージェンシーコールについてのご説明書

改訂前	改訂後
2. マツダエマージェンシーコールを行う日・時間帯 コネクティッドサービス利用契約が有効な利用車両（以下「利用車両」といいます）に乗車している間（一時的な降車も含む）において、365 日、24 時間、当該車両からの緊急通報を受理した際に、マツダエマージェンシーコールを提供します。ただし、利用車両のうち、2026 年春発売予定の MAZDA CX-5 については、初度登録日から 1 年後の月末の翌日以降、安全・安心・快適プランに加入する必要があります。	2. マツダエマージェンシーコールを行う日・時間帯 コネクティッドサービス利用契約が有効な利用車両（以下「利用車両」といいます）に乗車している間（一時的な降車も含む）において、365 日、24 時間、当該車両からの緊急通報を受理した際に、マツダエマージェンシーコールを提供します。ただし、利用車両のうち、2026 年 5 月以降発売の車両については、初度登録日から 1 年後の月末の翌日以降、安全・安心・快適プランに加入する必要があります。
11. マツダエマージェンシーコールを行う期間 コネクティッドサービスの利用開始操作およびマツダエマージェンシーコールのサービス開始操作を完了してマ	11. マツダエマージェンシーコールを行う期間 コネクティッドサービスの利用開始操作およびマツダエマージェンシーコールのサービス開始操作を完了してマ

改訂前	改訂後
ツダエマージェンシーコールの利用が可能な状態になった時から、解約、解除または契約期間満了によりコネクティッドサービス利用契約または安全・安心・快適プランの利用にかかる契約が終了する時までとします。 なお、ユーザーは、コネクティッドサービスの利用開始後、速やかに所定のマツダエマージェンシーコール開始操作を行い、マツダエマージェンシーコールの利用が可能な状態になったことを確認することとします。	ツダエマージェンシーコールの利用が可能な状態になった時から、解約、解除または契約期間満了によりコネクティッドサービス利用契約または安全・安心・快適プラン利用契約が終了する時までとします。 なお、ユーザーは、コネクティッドサービスの利用開始後、速やかに所定のマツダエマージェンシーコール開始操作を行い、マツダエマージェンシーコールの利用が可能な状態になったことを確認することとします。
14. 契約の変更 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本ご説明書を変更することにより、変更後の本ご説明書の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、マツダエマージェンシーコールの利用に関する契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。 (1) 本ご説明書の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。 (2) 本ご説明書の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本ご説明書の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本ご説明書を変更する旨および変更後の本ご説明書の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/) に掲載することにより行うものとします。	14. 契約の変更 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本ご説明書を変更することにより、変更後の本ご説明書の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、マツダエマージェンシーコールの利用に関する契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。 (1) 本ご説明書の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。 (2) 本ご説明書の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本ご説明書の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本ご説明書を変更する旨および変更後の本ご説明書の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/) に掲載することにより行うものとします。
15. 契約の更新 コネクティッドサービス利用契約または安全・安心・快適プランの利用にかかる契約に無料期間が適用される場合、当該無料期間終了によってコネクティッドサービス利用契約または安全・安心・快適プランの利用にかかる契約は終了となります。無料期間経過後もマツダエマージェンシーコールを利用するためには、コネクティッドサービスまたは安全・安心・快適プラン継続利用の申込み手続き(更新手続き)が必要です。	15. 契約の更新 コネクティッドサービス利用契約または安全・安心・快適プラン利用契約に無料期間が適用される場合、当該無料期間終了によってコネクティッドサービス利用契約または安全・安心・快適プラン利用契約は終了となります。無料期間経過後もマツダエマージェンシーコールを利用するためには、コネクティッドサービスまたは安全・安心・快適プラン継続利用の申込み手続き(更新手続き)が必要です。
16. 契約の解除 マツダエマージェンシーコールの提供は、コネクティッドサービス利用契約および/または安全・安心・快適プランの利用にかかる契約が有効に存続していることが前提となります。コネクティッドサービス利用契約の解約についてはコネクティッドサービス利用規約第 27 条に、解除については同第 26 条に記載のとおりです。	16. 契約の解除 マツダエマージェンシーコールの提供は、コネクティッドサービス利用契約および/または安全・安心・快適プラン利用契約が有効に存続していることが前提となります。コネクティッドサービス利用契約の解約についてはコネクティッドサービス利用規約第 27 条に、解除については同第 26 条に記載のとおりです。
19. 契約締結年月日 コネクティッドサービス利用契約が成立した日です。ただし、安全・安心・快適プランの利用にかかる契約が必要な利用車両については、安全・安心・快適プランの利用にかかる契約が成立した日です。	19. 契約締結年月日 コネクティッドサービス利用契約が成立した日です。ただし、安全・安心・快適プラン利用契約が必要な利用車両については、安全・安心・快適プラン利用契約が成立した日です。
21. 電磁的方法による契約書面の交付 警備業法に基づいて契約締結後にお渡しする契約書面について、当該書面の交付に代えて、当社公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/) において PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載することにより、当該書面に記載すべき情報を提供します。	21. 電磁的方法による契約書面の交付 警備業法に基づいて契約締結後にお渡しする契約書面について、当該書面の交付に代えて、当社公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/) において PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載することにより、当該書面に記載すべき情報を提供します。

改訂前	改訂後
・ 当該書面の交付をご希望の方は、サポートデスクにご連絡ください。	・ 当該書面の交付をご希望の方は、サポートデスクにご連絡ください。
(付則) 2022 年 4 月 15 日制定 2025 年 3 月 14 日改訂 2026 年 3 月 5 日改訂	(付則) 2022 年 4 月 15 日制定 2025 年 3 月 14 日改訂 2026 年 3 月 5 日改訂 2026 年 6 月 17 日改訂

TCU 通信サービスに関する重要事項説明書

改訂前		改訂後	
通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等	・通信料金 TCU でのデータ通信及び音声通話に関する通信料金は、コネクティッドサービス利用規約に定めるコネクティッドサービスの利用料金に含まれています。コネクティッドサービスの無料期間中は通信料金も無料です。 ・コネクティッドサービスの無料期間についてはコネクティッドサービス利用規約に、コネクティッドサービスの利用料金、支払い方法については個別規約に記載していますので、そちらをご確認ください。 【コネクティッドサービス利用規約及び個別規約】 https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/	通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等	・通信料金 TCU でのデータ通信及び音声通話に関する通信料金は、コネクティッドサービス利用規約に定めるコネクティッドサービスの利用料金に含まれています。コネクティッドサービスの無料期間中は通信料金も無料です。 ・コネクティッドサービスの無料期間についてはコネクティッドサービス利用規約に、コネクティッドサービスの利用料金、支払い方法については個別規約に記載していますので、そちらをご確認ください。 【コネクティッドサービス利用規約及び個別規約】 https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/
(付則) 2022 年 4 月 15 日制定 2025 年 3 月 14 日改訂 2026 年 3 月 5 日改訂 2026 年 4 月 8 日改訂		(付則) 2022 年 4 月 15 日制定 2025 年 3 月 14 日改訂 2026 年 3 月 5 日改訂 2026 年 4 月 8 日改訂 2026 年 6 月 17 日改訂	

TCU 通信サービスに関するご説明書

改訂前		改訂後	
通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等	・通信料金 TCU でのデータ通信及び音声通話に関する通信料金は、コネクティッドサービス利用規約に定めるコネクティッドサービス	通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等	・通信料金 TCU でのデータ通信及び音声通話に関する通信料金は、コネクティッドサービス利用規約に定めるコネクティッドサービスの利用料

改訂前		改訂後	
	の利用料金に含まれています。コネクティッドサービスの無料期間中は通信料金も無料です。 ・コネクティッドサービスの無料期間についてはコネクティッドサービス利用規約に、コネクティッドサービスの利用料金、支払い方法については個別規約に記載していますので、そちらをご確認ください。 【コネクティッドサービス利用規約及び個別規約】 https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/		金に含まれています。コネクティッドサービスの無料期間中は通信料金も無料です。 ・コネクティッドサービスの無料期間についてはコネクティッドサービス利用規約に、コネクティッドサービスの利用料金、支払い方法については個別規約に記載していますので、そちらをご確認ください。 【コネクティッドサービス利用規約及び個別規約】 https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/
(付則) 2022 年 4 月 15 日制定 2025 年 3 月 14 日改訂 2026 年 3 月 5 日改訂 2026 年 4 月 8 日改訂		(付則) 2022 年 4 月 15 日制定 2025 年 3 月 14 日改訂 2026 年 3 月 5 日改訂 2026 年 4 月 8 日改訂 2026 年 6 月 17 日改訂	

安心・安全・快適プラン利用規約

改訂前		改訂後	
第 3 条(本規約の変更) 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項について安全・安心・快適プラン契約者の同意があったものとみなし、個別に安全・安心・快適プラン契約者の同意を得ることなく、安全・安心・快適プラン利用契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上安全・安心・快適プラン契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で安全・安心・快適プラン契約者の同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、安全・安心・快適プラン契約者の一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、安全・安心・快適プラン契約者に対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト(https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/)に掲載することにより行うものとします。		第 3 条(本規約の変更) 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項について安全・安心・快適プラン契約者の同意があったものとみなし、個別に安全・安心・快適プラン契約者の同意を得ることなく、安全・安心・快適プラン利用契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上安全・安心・快適プラン契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で安全・安心・快適プラン契約者の同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、安全・安心・快適プラン契約者の一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、安全・安心・快適プラン契約者に対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト(https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/)に掲載することにより行うものとします。	
第 4 条(安全・安心・快適プラン利用契約) 1. 安全・安心・快適プラン利用契約は、利用車両 1 台ごとに、当社及び安全・安心・快適プラン契約者(個人		第 4 条(安全・安心・快適プラン利用契約) 1. 安全・安心・快適プラン利用契約は、利用車両 1 台ごとに、当社及び安全・安心・快適プラン契約者(個人	

改訂前	改訂後
1 名または法人 1 社)との間で成立するものとします。安全・安心・快適プラン利用契約に関する一切の手続きは、当社及び安全・安心・快適プラン契約者の間で行われるものとします。 2. 安全・安心・快適プラン申込者は、本規約の各条項を承諾のうえ、当社所定の申込方法により、安全・安心・快適プランを申込みものとします。 3. 前項に基づく安全・安心・快適プランの申込みは、本サービスの利用ができる車種を所有・利用等した上で、コネクティッドサービスの申込みと同時にまたはコネクティッドサービス利用契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。なお、本サービスの利用ができる車種は、当社公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/) にて確認できます。	1 名または法人 1 社)との間で成立するものとします。安全・安心・快適プラン利用契約に関する一切の手続きは、当社及び安全・安心・快適プラン契約者の間で行われるものとします。 2. 安全・安心・快適プラン申込者は、本規約の各条項を承諾のうえ、当社所定の申込方法により、安全・安心・快適プランを申込みものとします。 3. 前項に基づく安全・安心・快適プランの申込みは、本サービスの利用ができる車種を所有・利用等した上で、コネクティッドサービスの申込みと同時にまたはコネクティッドサービス利用契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。なお、本サービスの利用ができる車種は、当社公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/) にて確認できます。
第 6 条(本サービスの内容) 本サービスの内容は、以下に定めるとおりとします。 (1) マツダエマージェンシーコール：重大事故や急病など、“もしも”の場合に車載通信機から緊急通報と位置情報を発信し、オペレーターがお客様に代わって救急・警察を手配します。 (2) マツダアドバイスコール：万一、重大な故障が発生した際、落ち着いて対処できるようオペレーターがサポート。ロードサービスの手配や近隣のマツダ販売店と連携して、車両受け入れや修理手配の相談も可能です。 (3) コンディションモニター：MyMazda アプリで、エンジンオイル量・交換時期といったメンテナンス情報・推奨時期などクルマの健康状態を確認できます。 (4) バークラアラーム通知：ドア・エンジンフード・リアゲートまたはトランクのこじ開けなど、アラームの作動とその要因を MyMazda アプリへ通知。車の異常事態を知らせてくれます。ただし、バークラアラームを装着した利用車両に限りです。 (5) 目的地送信：MyMazda アプリ経由で目的地を簡単に(1 度に 3 カ所まで)ナビゲーションに送信できます。 (6) カーファインダー：MyMazda アプリで車の駐車位置をマップ上で確認できます。 (7) リモートモニター：MyMazda アプリで、燃料残量(%)、オドメーター(走行距離)、ドアやトランクの開閉状態、ハザードランプ点灯状態など、車両の状態を確認できます。 (8) リモートコントロール：MyMazda アプリでハザードランプの ON/OFF やドアロックなど、クルマの一部機能を遠隔操作できます。 (9) リモートエンジンスタート：MyMazda アプリを利用し、クルマから離れていても、エンジンの ON/OFF 操作が可能です。ただし、利用車両が MT 車の場合、もしくは EV または PHEV の場合は、ご利用いただけません。 (10) うっかり通知：ドアやトランクの閉め忘れ、ドアロックし忘れ、ハザードランプやスモールランプの消し忘れなどのうっかり忘れを、電源をオフにして数分以降に MyMazda アプリに通知します。	第 6 条(本サービスの内容) 本サービスの内容は、以下に定めるとおりとします。 (1) マツダエマージェンシーコール：重大事故や急病など、“もしも”の場合に車載通信機から緊急通報と位置情報を発信し、オペレーターがお客様に代わって救急・警察を手配します。 (2) マツダアドバイスコール：万一、重大な故障が発生した際、落ち着いて対処できるようオペレーターがサポート。ロードサービスの手配や近隣のマツダ販売店と連携して、車両受け入れや修理手配の相談も可能です。 (3) コンディションモニター：MyMazda アプリで、エンジンオイル量・交換時期といったメンテナンス情報・推奨時期などクルマの健康状態を確認できます。 (4) バッテリーケア：EV または PHEV を対象とし、バッテリーに優しい使い方を MyMazda アプリへ通知します。 (5) バークラアラーム通知：ドア・エンジンフード・リアゲートまたはトランクのこじ開けなど、アラームの作動とその要因を MyMazda アプリへ通知。車の異常事態を知らせてくれます。ただし、バークラアラームを装着した利用車両に限りです。 (6) 目的地送信：MyMazda アプリ経由で目的地を簡単に(1 度に 3 カ所まで)ナビゲーションに送信できます。 (7) カーファインダー：MyMazda アプリで車の駐車位置をマップ上で確認できます。 (8) リモートモニター：MyMazda アプリで、燃料残量(%)、オドメーター(走行距離)、ドアやトランクの開閉状態、ハザードランプ点灯状態など、車両の状態を確認できます。 (9) リモートコントロール：MyMazda アプリでハザードランプの ON/OFF やドアロックなど、クルマの一部機能を遠隔操作できます。 (10) リモートエンジンスタート：MyMazda アプリを利用し、クルマから離れていても、エンジンの ON/OFF 操作が可能です。ただし、利用車両が MT 車の場合、もしくは EV または PHEV の場合は、ご利用いただけません。 (11) うっかり通知：ドアやトランクの閉め忘れ、ドアロックし忘れ、ハザードランプやスモールランプの消し忘れなどのうっかり忘れを、電源をオフにして数分以降に MyMazda アプリに通知します。 (12) EV サポート：EV または PHEV を対象とし、以下 5 つの機能を“EV サポート”として提供します。 ① リモートチャージ：MyMazda アプリから充電の開始/停止ができます。

改訂前	改訂後										
	②リモートエアコン:MyMazda アプリからエアコンの作動、停止やデフォッガー(曇り取り)の動作を指定できます。 ③充電スポット検索:MyMazda アプリの地図画面から、お近くの充電スポットを検索するとともに必要に応じて目的地送信することができます。目的地送信のご利用には、ショッピングオプションの「ナビゲーション用 SD カードアドバンス 2」または「マツダオンラインナビ用 SD カード」が必要です。別途、ナビゲーション画面での操作が必要となります。 ④リモートモニター:バッテリー残量/走行可能距離/バッテリーヒーター(作動状況/設定状態)/充電完了までの時間/充電開始予約時間/電源 OFF 時の車内温度/空調温度/エアコン作動状況/曇り止め(フロント/リア)などの車両の状態を MyMazda アプリで確認できます。 ⑤うっかり通知:タイマー充電開始 1 時間前に充電コネクターが正しく挿入されていない場合などに、MyMazda アプリに通知します。 (13) Amazon Alexa:コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Amazon Alexa をご利用いただけます(一部ストリーミング機能を除く)。なお、一部の法人仕様車ではご利用いただけない場合があります。 ※Amazon、Alexa 及びこれらに関連するすべての商標は、Amazon.com, Inc. 又はその関連会社の商標です。										
(付則) 2026 年 5 月 21 日制定	(付則) 2026 年 5 月 21 日制定 2026 年 6 月 17 日改訂										
【別紙:安全・安心・快適プラン利用料及び支払方法】 (1)安全・安心・快適プラン利用料(消費税込み) <table><tr><th>サービスプラン名称</th><th>料金</th></tr><tr><td rowspan="2">安全・安心・快適プラン (注 1)</td><td>月払い 500 円/月 (注 2)</td></tr><tr><td>年払い 5,500 円/年 (注 3)</td></tr></table> ※当社に支払われた安全・安心・快適プラン利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。安全・安心・快適プラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、安全・安心・快適プラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該安全・安心・快適プラン利用契約の契約期間満了日までには、本サービスをご利用いただけます。 ※安全・安心・快適プラン利用料は 2026 年 5 月 21 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。 (注 1)端末を使用した場合、本サービスの利用にかかる通信料及び通話料は安全・安心・快適プラン契約者の負担とします。 (注 2)月払いにおける契約期間は、安全・安心・快適プラン利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。	サービスプラン名称	料金	安全・安心・快適プラン (注 1)	月払い 500 円/月 (注 2)	年払い 5,500 円/年 (注 3)	【別紙:安全・安心・快適プラン利用料及び支払方法】 (1)安全・安心・快適プラン利用料(消費税込み) <table><tr><th>サービスプラン名称</th><th>料金</th></tr><tr><td rowspan="2">安全・安心・快適プラン (注 1)</td><td>月払い 500 円/月 (注 2)</td></tr><tr><td>年払い 5,500 円/年 (注 3)</td></tr></table> ※当社に支払われた安全・安心・快適プラン利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。安全・安心・快適プラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、安全・安心・快適プラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該安全・安心・快適プラン利用契約の契約期間満了日までには、本サービスをご利用いただけます。 ※安全・安心・快適プラン利用料は 2026 年 6 月 17 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。 (注 1)端末を使用した場合、本サービスの利用にかかる通信料及び通話料は安全・安心・快適プラン契約者の負担とします。 (注 2)月払いにおける契約期間は、安全・安心・快適プラン利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。	サービスプラン名称	料金	安全・安心・快適プラン (注 1)	月払い 500 円/月 (注 2)	年払い 5,500 円/年 (注 3)
サービスプラン名称	料金										
安全・安心・快適プラン (注 1)	月払い 500 円/月 (注 2)										
	年払い 5,500 円/年 (注 3)										
サービスプラン名称	料金										
安全・安心・快適プラン (注 1)	月払い 500 円/月 (注 2)										
	年払い 5,500 円/年 (注 3)										

改訂前	改訂後
なお、月払いを選択した場合の安全・安心・快適プラン利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。 (注 3) 年払いにおける契約期間は、安全・安心・快適プラン利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。<u>なお、年払いを選択した場合の安全・安心・快適プラン利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。</u>	なお、月払いを選択した場合の安全・安心・快適プラン利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。 (注 3) 年払いにおける契約期間は、安全・安心・快適プラン利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。<u>なお、年払いを選択した場合の安全・安心・快適プラン利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。</u>

コンフォートプラン利用規約

改訂前	改訂後
第 3 条(本規約の変更) 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてコンフォートプラン契約者の同意があったものとみなし、個別にコンフォートプラン契約者の同意を得ることなく、コンフォートプラン利用契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上コンフォートプラン契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でコンフォートプラン契約者の同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、コンフォートプラン契約者の一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、コンフォートプラン契約者に対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/) に掲載することにより行うものとします。	第 3 条(本規約の変更) 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてコンフォートプラン契約者の同意があったものとみなし、個別にコンフォートプラン契約者の同意を得ることなく、コンフォートプラン利用契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上コンフォートプラン契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でコンフォートプラン契約者の同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、コンフォートプラン契約者の一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、コンフォートプラン契約者に対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/) に掲載することにより行うものとします。
第 4 条(コンフォートプラン利用契約) 1. コンフォートプラン利用契約は、利用車両 1 台ごとに、当社及びコンフォートプラン契約者(個人 1 名または法人 1 社)との間で成立するものとします。コンフォートプラン利用契約に関する一切の手続きは、当社及びコンフォートプラン契約者の間で行われるものとします。 2. コンフォートプラン申込者は、本規約の各条項を承諾のうえ、当社所定の申込方法により、コンフォートプランを申込みものとします。 3. 前項に基づくコンフォートプランの申込みは、本サービスの利用ができる車種を所有・利用等した上で、コネクティッドサービスの申込みと同時にまたはコネクティッドサービス利用契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。なお、本サービスの利用ができる車種は、当社公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/) にて確認できます。	第 4 条(コンフォートプラン利用契約) 1. コンフォートプラン利用契約は、利用車両 1 台ごとに、当社及びコンフォートプラン契約者(個人 1 名または法人 1 社)との間で成立するものとします。コンフォートプラン利用契約に関する一切の手続きは、当社及びコンフォートプラン契約者の間で行われるものとします。 2. コンフォートプラン申込者は、本規約の各条項を承諾のうえ、当社所定の申込方法により、コンフォートプランを申込みものとします。 3. 前項に基づくコンフォートプランの申込みは、本サービスの利用ができる車種を所有・利用等した上で、コネクティッドサービスの申込みと同時にまたはコネクティッドサービス利用契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。なお、本サービスの利用ができる車種は、当社公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/) にて確認できます。
第 6 条(本サービスの内容) 本サービスの内容は、以下に定めるとおりとします。 (1) 目的地送信: MyMazda アプリ経由で目的地を簡単に(1 度に 3 カ所まで)ナビゲーションに送信できます。	第 6 条(本サービスの内容) 本サービスの内容は、以下に定めるとおりとします。 (1) 目的地送信: MyMazda アプリ経由で目的地を簡単に(1 度に 3 カ所まで)ナビゲーションに送信できます。

改訂前	改訂後
(2) カーファインダー:MyMazda アプリで車の駐車位置をマップ上で確認できます。 (3) リモートモニター:MyMazda アプリで、燃料残量(%)、オドメーター(走行距離)、ドアやトランクの開閉状態、ハザードランプ点灯状態など、車両の状態を確認できます。 (4) リモートコントロール:MyMazda アプリでハザードランプの ON/OFF やドアロックなど、クルマの一部機能を遠隔操作できます。 (5) うっかり通知:ドアやトランクの閉め忘れ、ドアロックし忘れ、ハザードランプやスモールランプの消し忘れなどのうっかり忘れを、電源をオフにして数分以降に MyMazda アプリに通知します。 (6) EV サポート:EV 車両を対象とし、以下 5 つの機能を“EV サポート”として提供します。 ① リモートチャージ:MyMazda アプリから充電の開始/停止ができます。 ② リモートエアコン:MyMazda アプリからエアコンの作動、停止やデフォグガー(曇り取り)の動作を指定できます。 ③ 充電スポット検索:MyMazda アプリの地図画面から、お近くの充電スポットを検索するとともに必要に応じて目的地送信することができます。目的地送信のご利用には、ショッピングオプションの「ナビゲーション用 SD カードアドバンス」、「ナビゲーション用 SD カードアドバンス 2」または「マツダオンラインナビ用 SD カード」が必要です。別途、ナビゲーション画面での操作が必要となります。 ④ リモートモニター:上記(3)の機能に加え、バッテリー残量/走行可能距離/バッテリーヒーター(作動状況/設定状態)/充電完了までの時間/充電開始予約時間/電源 OFF 時の車内温度/空調温度/エアコン作動状況/曇り止め(フロント/リア)などの車両の状態を MyMazda アプリで確認できます。 ⑤ うっかり通知:上記(5)の機能に加え、タイマー充電開始 1 時間前に充電コネクタが正しく挿入されていない場合などに、MyMazda アプリに通知します。 (7) Amazon Alexa(コネクティッドサービス通信回線利用):コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Amazon Alexa をご利用いただけます。(一部ストリーミング機能を除く) ※Amazon、Alexa 及びこれらに関連するすべての商標は、Amazon.com, Inc. 又はその関連会社の商標です。	(2) カーファインダー:MyMazda アプリで車の駐車位置をマップ上で確認できます。 (3) リモートモニター:MyMazda アプリで、燃料残量(%)、オドメーター(走行距離)、ドアやトランクの開閉状態、ハザードランプ点灯状態など、車両の状態を確認できます。 (4) リモートコントロール:MyMazda アプリでハザードランプの ON/OFF やドアロックなど、クルマの一部機能を遠隔操作できます。 (5) うっかり通知:ドアやトランクの閉め忘れ、ドアロックし忘れ、ハザードランプやスモールランプの消し忘れなどのうっかり忘れを、電源をオフにして数分以降に MyMazda アプリに通知します。 (6) EV サポート:EV または PHEVを対象とし、以下 5 つの機能を“EV サポート”として提供します。 ① リモートチャージ:MyMazda アプリから充電の開始/停止ができます。 ② リモートエアコン:MyMazda アプリからエアコンの作動、停止やデフォグガー(曇り取り)の動作を指定できます。 ③ 充電スポット検索:MyMazda アプリの地図画面から、お近くの充電スポットを検索するとともに必要に応じて目的地送信することができます。目的地送信のご利用には、ショッピングオプションの「ナビゲーション用 SD カードアドバンス」、「ナビゲーション用 SD カードアドバンス 2」または「マツダオンラインナビ用 SD カード」が必要です。別途、ナビゲーション画面での操作が必要となります。 ④ リモートモニター:バッテリー残量/走行可能距離/バッテリーヒーター(作動状況/設定状態)/充電完了までの時間/充電開始予約時間/電源 OFF 時の車内温度/空調温度/エアコン作動状況/曇り止め(フロント/リア)などの車両の状態を MyMazda アプリで確認できます。 ⑤ うっかり通知:タイマー充電開始 1 時間前に充電コネクタが正しく挿入されていない場合などに、MyMazda アプリに通知します。 (7) Amazon Alexa:コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Amazon Alexa をご利用いただけます(一部ストリーミング機能を除く)。なお、一部の法人仕様車ではご利用いただけない場合があります。 ※Amazon、Alexa 及びこれらに関連するすべての商標は、Amazon.com, Inc. 又はその関連会社の商標です。
(付則) 2022 年 8 月 4 日制定 2023 年 10 月 5 日改訂 2025 年 3 月 14 日改訂 2026 年 3 月 5 日改訂 2026 年 4 月 8 日改訂	(付則) 2022 年 8 月 4 日制定 2023 年 10 月 5 日改訂 2025 年 3 月 14 日改訂 2026 年 3 月 5 日改訂 2026 年 4 月 8 日改訂 2026 年 6 月 17 日改訂
【別紙:コンフォートプラン利用料及び支払方法】	【別紙:コンフォートプラン利用料及び支払方法】

改訂前		改訂後	
(1) コンフォートプラン利用料(消費税込み)		(1) コンフォートプラン利用料(消費税込み)	
サービスプラン名称	料金	サービスプラン名称	料金
コンフォートプラン (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)	コンフォートプラン (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)
	年払い 2,420 円/年 (注 3)		年払い 2,420 円/年 (注 3)
※当社に支払われたコンフォートプラン利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までは、本サービスをご利用いただけます。 ※コンフォートプラン利用料は 2026 年 4 月 8 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。 (注 1) 情報通信端末を使用した場合、本サービスの利用にかかる通信料及び通話料はコンフォートプラン契約者の負担とします。 (注 2) 月払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。なお、月払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。 (注 3) 年払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。なお、年払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。		※当社に支払われたコンフォートプラン利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までは、本サービスをご利用いただけます。 ※コンフォートプラン利用料は 2026 年 6 月 17 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。 (注 1) 情報通信端末を使用した場合、本サービスの利用にかかる通信料及び通話料はコンフォートプラン契約者の負担とします。 (注 2) 月払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。なお、月払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。 (注 3) 年払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。なお、年払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。	

リモートエンジンスタート利用規約

改訂前		改訂後	
第 3 条 (本規約の変更)		第 3 条 (本規約の変更)	
1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項について RES 契約者の同意があったものとみなし、個別に RES 契約者の同意を得ることなく、RES 利用契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上 RES 契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で RES 契約者の同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、RES 契約者の一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、RES 契約者に対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/) に掲載することにより行うものとします。		1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項について RES 契約者の同意があったものとみなし、個別に RES 契約者の同意を得ることなく、RES 利用契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上 RES 契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で RES 契約者の同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、RES 契約者の一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、RES 契約者に対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/) に掲載することにより行うものとします。	

改訂前	改訂後
第 4 条 (RES 利用契約) - RES 利用契約は、RES 利用車両 1 台ごとに、当社及び RES 契約者(個人 1 名または法人 1 社)との間で成立するものとします。RES 利用契約に関する一切の手続きは、当社及び RES 契約者の間で行われるものとします。 - RES 申込者は、本規約の各条項を承諾のうえ、当社所定の申込方法により、RES を申込みものとします。 - 前項に基づく RES の申込みは、RES の利用ができる車種を所有・利用等した上で、コネクティッドサービスの申込みと同時にまたはコネクティッドサービス利用契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。なお、RES の利用ができる車種は、当社公式ウェブサイト(https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/)にて確認できます。	す。 第 4 条 (RES 利用契約) - RES 利用契約は、RES 利用車両 1 台ごとに、当社及び RES 契約者(個人 1 名または法人 1 社)との間で成立するものとします。RES 利用契約に関する一切の手続きは、当社及び RES 契約者の間で行われるものとします。 - RES 申込者は、本規約の各条項を承諾のうえ、当社所定の申込方法により、RES を申込みものとします。 - 前項に基づく RES の申込みは、RES の利用ができる車種を所有・利用等した上で、コネクティッドサービスの申込みと同時にまたはコネクティッドサービス利用契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。なお、RES の利用ができる車種は、当社公式ウェブサイト(https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/)にて確認できます。
第 6 条 (RES の内容・作動条件等) - RES 契約者は、RES 利用車両が本条第 3 項に定める条件をすべて満たす場合において、MyMazda アプリでの操作により、RES 利用車両のエンジン及びエアコンの起動または停止を行うことができます。ただし、エアコンの起動は、RES 利用車両が前回のエンジン停止時にエアコン起動状態で停止された場合に限り、エンジン起動に連動して作動するものであり、エアコンは前回エンジン停止時の設定により起動します。RES によりエアコンの設定を変更することはできません。 - RES によるエンジン及びエアコンの起動により作動状態が維持される時間は、1 回の起動あたり最大 15 分です(以下「最大作動時間」といいます。)。最大作動時間を経過した場合、エンジン及びエアコンは自動的に停止します。また、RES 契約者は、合計 2 回(以下「最大作動回数」といいます。))までエンジン及びエアコンを起動させることができますが、それ以降は RES 利用車両のドアの開閉またはエンジンスイッチの切り替えを行わない限り、RES によるエンジン及びエアコンの起動を行うことができません。 - RES 契約者は、RES によりエンジン及びエアコン起動を行う時点において、RES 利用車両が次の各号に定める条件をすべて満たしている場合のみ、起動を行うことができます。なお、RES 利用車両がエンジン及びエアコン起動後に次の各号に定める条件を一つでも満たさなくなった場合、エンジン及びエアコンは自動的に停止します。 - RES 利用車両のドア、トランク、リフトゲートがすべて閉まっていること。 - RES 利用車両のボンネットが閉まっていること。 - RES 利用車両のエンジンスイッチが OFF 状態であること。 - RES 利用車両のシフトポジションがパーキング(P ポジション)であること。 - RES 利用車両が、バーグラアラーム装着車両である場合、バーグラアラームが有効に設定されており、かつ警報を発していないこと。 - RES の最大作動時間または最大作動回数を経過していないこと。 - RES 利用車両のキーが車外にあること。 - RES 利用車両の燃料残量警告灯が点灯していないこと。	第 6 条 (RES の内容・作動条件等) - RES 契約者は、RES 利用車両が本条第 3 項に定める条件をすべて満たす場合において、MyMazda アプリでの操作により、RES 利用車両のエンジン及びエアコンの起動または停止を行うことができます。ただし、エアコンの起動は、RES 利用車両が前回のエンジン停止時にエアコン起動状態で停止された場合に限り、エンジン起動に連動して作動するものであり、エアコンは前回エンジン停止時の設定により起動します。RES によりエアコンの設定を変更することはできません。 - RES によるエンジン及びエアコンの起動により作動状態が維持される時間は、1 回の起動あたり最大 15 分です(以下「最大作動時間」といいます。)。最大作動時間を経過した場合、エンジン及びエアコンは自動的に停止します。また、RES 契約者は、合計 2 回(以下「最大作動回数」といいます。))までエンジン及びエアコンを起動させることができますが、それ以降は RES 利用車両のドアの開閉またはエンジンスイッチの切り替えを行わない限り、RES によるエンジン及びエアコンの起動を行うことができません。 - RES 契約者は、RES によりエンジン及びエアコン起動を行う時点において、RES 利用車両が次の各号に定める条件をすべて満たしている場合のみ、起動を行うことができます。なお、RES 利用車両がエンジン及びエアコン起動後に次の各号に定める条件を一つでも満たさなくなった場合、エンジン及びエアコンは自動的に停止します。 - RES 利用車両のドア、トランク、リフトゲートがすべて閉まっていること。 - RES 利用車両のボンネットが閉まっていること。 - RES 利用車両のエンジンスイッチが OFF 状態であること。 - RES 利用車両のシフトポジションがパーキング(P ポジション)であること。 - RES 利用車両が、バーグラアラーム装着車両である場合、バーグラアラームが有効に設定されており、かつ警報を発していないこと。 - RES の最大作動時間または最大作動回数を経過していないこと。 - RES 利用車両のキーが車外にあること。 - RES 利用車両の燃料残量警告灯が点灯していないこと。

改訂前	改訂後										
4. RES が利用可能な車種及び RES の機能等の詳細は、当社公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/) で確認できます。	4. RES が利用可能な車種及び RES の機能等の詳細は、当社公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/) で確認できます。										
(付則) 2022 年 9 月 1 日制定 2023 年 10 月 5 日改訂 2025 年 3 月 14 日改訂 2026 年 3 月 5 日改訂 2026 年 4 月 8 日改訂	(付則) 2022 年 9 月 1 日制定 2023 年 10 月 5 日改訂 2025 年 3 月 14 日改訂 2026 年 3 月 5 日改訂 2026 年 4 月 8 日改訂 2026 年 6 月 17 日改訂										
【別紙:RES 利用料及び支払方法】 (1)RES 利用料(消費税込み) <table><tr><th>サービスプラン名称</th><th>料金</th></tr><tr><td rowspan="2">リモートエンジンスタート (注 1)</td><td>月払い 220 円/月 (注 2)</td></tr><tr><td>年払い 2,420 円/年 (注 3)</td></tr></table> ※当社に支払われた RES 利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該 RES 契約の契約期間満了日までは、RES をご利用いただけます。 ※RES 利用料は 2026 年 4 月 8 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。 (注 1)情報通信端末を使用した場合、RES の利用にかかる通信料及び通話料は RES 契約者の負担とします。 (注 2)月払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。なお、月払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。 (注 3)年払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。 なお、年払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。	サービスプラン名称	料金	リモートエンジンスタート (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)	年払い 2,420 円/年 (注 3)	【別紙:RES 利用料及び支払方法】 (1)RES 利用料(消費税込み) <table><tr><th>サービスプラン名称</th><th>料金</th></tr><tr><td rowspan="2">リモートエンジンスタート (注 1)</td><td>月払い 220 円/月 (注 2)</td></tr><tr><td>年払い 2,420 円/年 (注 3)</td></tr></table> ※当社に支払われた RES 利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該 RES 契約の契約期間満了日までは、RES をご利用いただけます。 ※RES 利用料は 2026 年 6 月 17 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。 (注 1)情報通信端末を使用した場合、RES の利用にかかる通信料及び通話料は RES 契約者の負担とします。 (注 2)月払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。なお、月払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。 (注 3)年払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。 なお、年払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。	サービスプラン名称	料金	リモートエンジンスタート (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)	年払い 2,420 円/年 (注 3)
サービスプラン名称	料金										
リモートエンジンスタート (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)										
	年払い 2,420 円/年 (注 3)										
サービスプラン名称	料金										
リモートエンジンスタート (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)										
	年払い 2,420 円/年 (注 3)										

コネクティッドサービスセカンダリードライバー利用規約

改訂前	改訂後
第 3 条(本規約の変更) 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてセカンダリードライバーの同意があったものとみなし、個別にセカンダリードライバーの同意を得ることなく、本サービスの利用に関する契約の内容を変更すること	第 3 条(本規約の変更) 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてセカンダリードライバーの同意があったものとみなし、個別にセカンダリードライバーの同意を得ることなく、本サービスの利用に関する契約の内容を変更すること

改訂前	改訂後
ができるものとします。ただし、法令上セカンダリードライバーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でセカンダリードライバーの同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、セカンダリードライバーの一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、セカンダリードライバーに対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/) に掲載することにより行うものとします。	ができるものとします。ただし、法令上セカンダリードライバーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でセカンダリードライバーの同意を得るものとします。 (1) 本規約の変更が、セカンダリードライバーの一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、セカンダリードライバーに対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/) に掲載することにより行うものとします。
2026 年 3 月 5 日改訂	2026 年 6 月 17 日改訂